

速度取締り指針

令和6年6月

伊勢警察署

交通事故実態の分析を踏まえて重点的に速度取締りを行う路線

1 交通人身事故発生状況（令和3年～5年）



路線名(上位10項目)



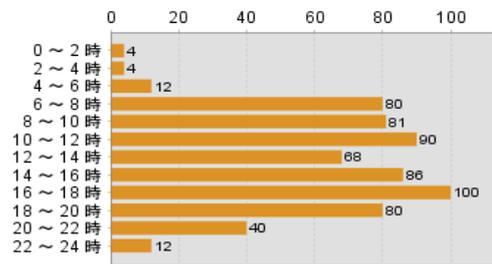
事故類型



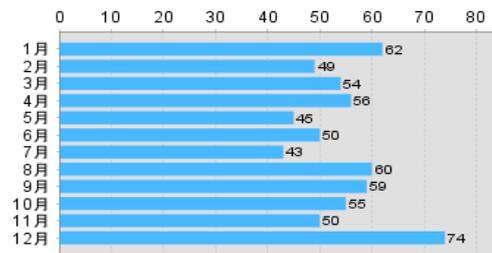
2 交通事故分析結果

- 伊勢市内中心部での発生が多い。
- 国道23号、県道鳥羽松阪線、県道伊勢南島線の3路線で全体の32%が発生している。
- 出会い頭事故と追突事故で全体の62%が発生している。
- 午前6時から午後8時までの時間帯が多い。
- 年末年始(12月1月) 夏季(8月) に多く発生している。

時間帯



計上月



3 速度取締り重点路線

※重点以外の場所、時間帯であっても取締りを行うことがあります

重点路線	重点地域	規制速度	重点時間帯
国道23号	伊勢市東大淀町～伊勢市宇治浦田1	法定	6:00～20:00
県道鳥羽松阪線	玉城町世古～伊勢市本町	50km/h	
県道伊勢南島線	伊勢市神田久志本町～伊勢市津村町	40・50km/h・法定	

4 その他の交通指導取締り要点

- 交通弱者の安全を確保するために、通学路などを中心とした**横断歩行者等妨害違反**の取締りを強化
- 出会い頭事故防止のため、**指定場所一時不停止**、**信号無視等**の交差点関連違反の取締りを強化
- **飲酒運転の根絶**に向けた取締りを強化
- **自転車利用者の交通違反**に対する指導警告取締りを強化
- 事故発生時の被害軽減に繋がる**シートベルト非着用**の取締りを強化
- 赤色灯を点灯させたパトカーによる**顕示効果の高い街頭活動**を実施